

オンライン資格確認 オンライン請求

株式会社インフォ・テック

概要

- ▶ 令和6年6月の診療報酬改定にあわせて、訪問看護の医療請求において「オンライン資格確認・オンライン請求」を行うことができるようになります。また、「オンライン資格確認・オンライン請求」を行うためには専用端末の準備やネットワーク環境の構築が必要になります。
- ▶ ここでは、「オンライン資格確認・オンライン請求」についての概要と、「オンライン資格確認・オンライン請求」を始めるために必要な手順についてご案内いたします。
- ▶ (参考資料) 保連発0112第1号 保医発0112第1号 (令和6年1月12日)
「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/102000000/001189430.pdf>

1. 「オンライン資格確認・ オンライン請求」について

▶ 「オンライン資格確認・オンライン請求」が始まると、次の2つのことができるようになります。

① マイナンバーカードによる保険証等の確認（オンライン資格確認）

初回、利用者のマイナンバーカードをモバイル端末で読み取ることにより、利用者宅で保険証等資格情報を確認できるようになります。また、2回目以降の対応について、被保険者証記号・番号等を用いた資格情報等の照会、初回訪問時に取得した同意に基づき、診療/薬剤情報・特定健診等情報が閲覧可能になります。

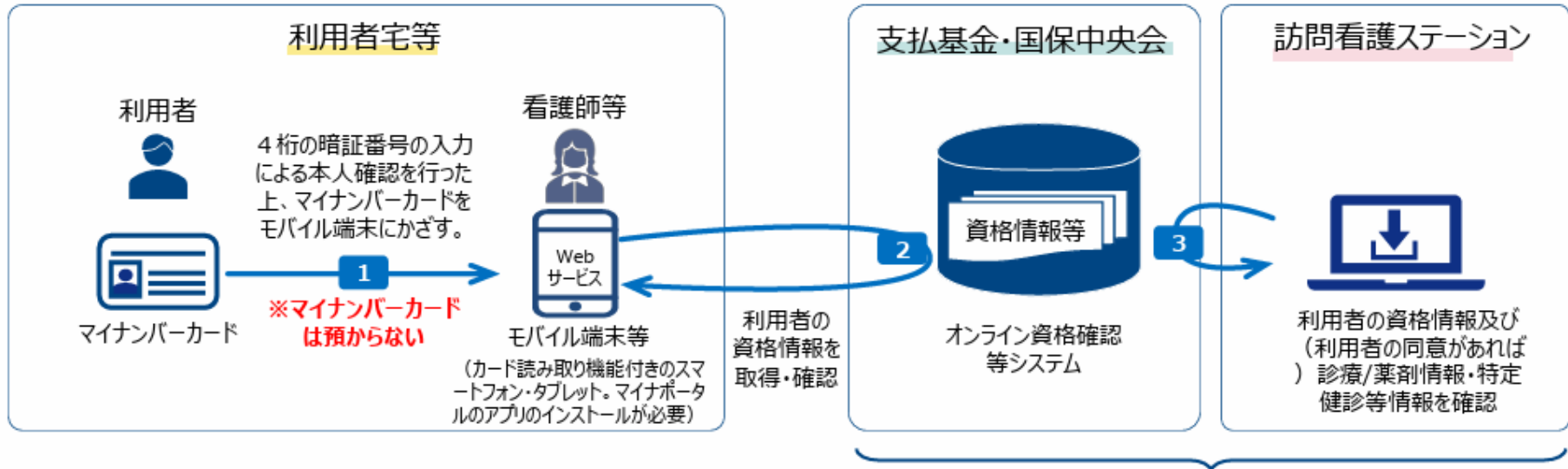
※令和6年12月に現在の保険証は廃止され、マイナンバーカードに一体化される予定です。

② 訪問看護サービスの専用のネットワーク経由でのレセプト請求（オンライン請求）

現在紙面で行っているレセプト請求をネット経由で送信できるようになります。

①オンライン資格確認について

- ▶ 訪問看護における「オンライン資格確認」とは、マイナンバーカードを利用して、訪問看護ステーションが準備したモバイル端末等で、利用者の医療保険における資格情報等を取得する仕組みです。



継続的に訪問看護が行われている間、最新の資格情報の取得が可能

オンライン資格確認のメリット

- ▶ 利用者自身の直近の資格情報や、本人の同意に基づき診療/薬剤情報・特定健診等情報を閲覧することが可能となり、業務効率化や質の高い医療の提供が実現。
- ▶ 訪問看護等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）の仕組みを活用することで、継続的に訪問看護が行われている間、2回目以降の訪問においては、訪問看護ステーション側で再照会をして資格情報の照会・取得が可能となる機能により効率的な資格確認が可能になるほか、初回時の同意に基づき、薬剤情報等の取得が可能。
- ▶ 今後、オンライン資格確認等システムについては、医療DXの推進の中で、生活保護の医療扶助や難病医療の公費負担医療及び地方単独医療費助成への対応拡大が期待。

オンライン資格確認のメリット

利用者

マイナンバーカード1枚で訪問看護を利用可能

- 居宅等でもオンライン資格確認で可能
- 保険者に申請していない場合も含め、限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除

過去の薬剤情報等の提供が可能

- これまでの薬剤情報や特定健診の結果を網羅的に提供することが可能
- 健康・医療データに基づいたより適切な看護につながる

訪問看護ステーション

資格確認業務の負荷軽減

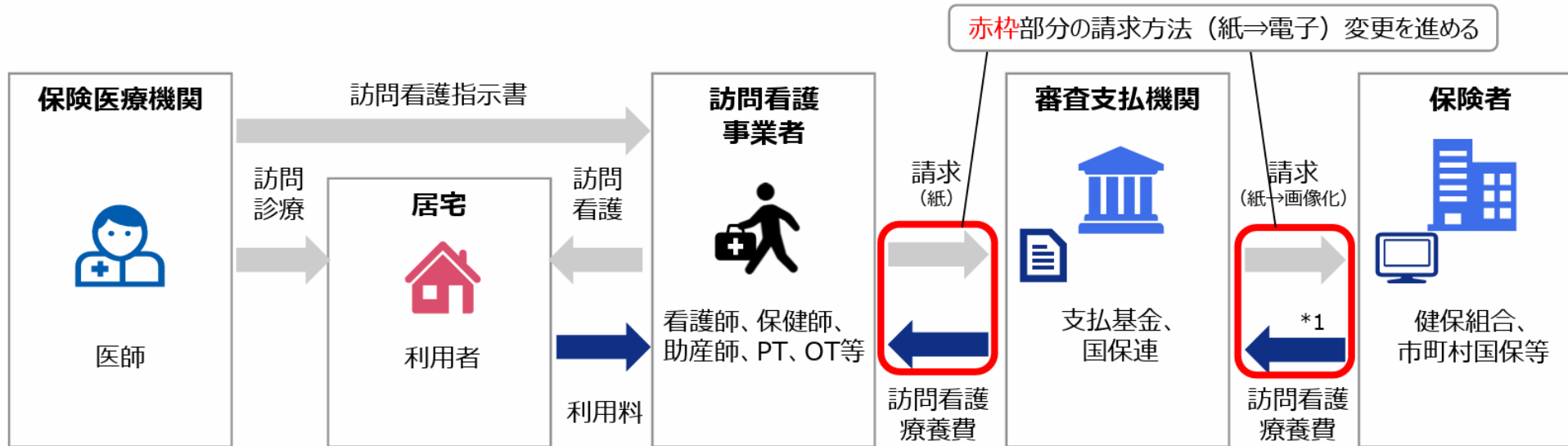
- 2回目以降の訪問では、利用者宅等への訪問前に利用者の資格情報を確認でき、訪問時の確認業務が効率化
- 利用者の直近の資格情報が確認可能。限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における適用区分の確認が可能

業務の更なる効率化

- 事業所内のレセコン等と連携することで、レセプト作成における手作業の事務負担や誤記リスク、レセプト返戻の削減等につながる
- 利用者から聞き取るよりも正確かつ効率的に、利用者の過去の薬剤情報等を確認可能

②オンライン請求について

- ▶ オンライン請求とは、電子的に作成したレセプトデータを、セキュリティが確保されたネットワーク回線により、オンラインで審査支払機関に送付することです。

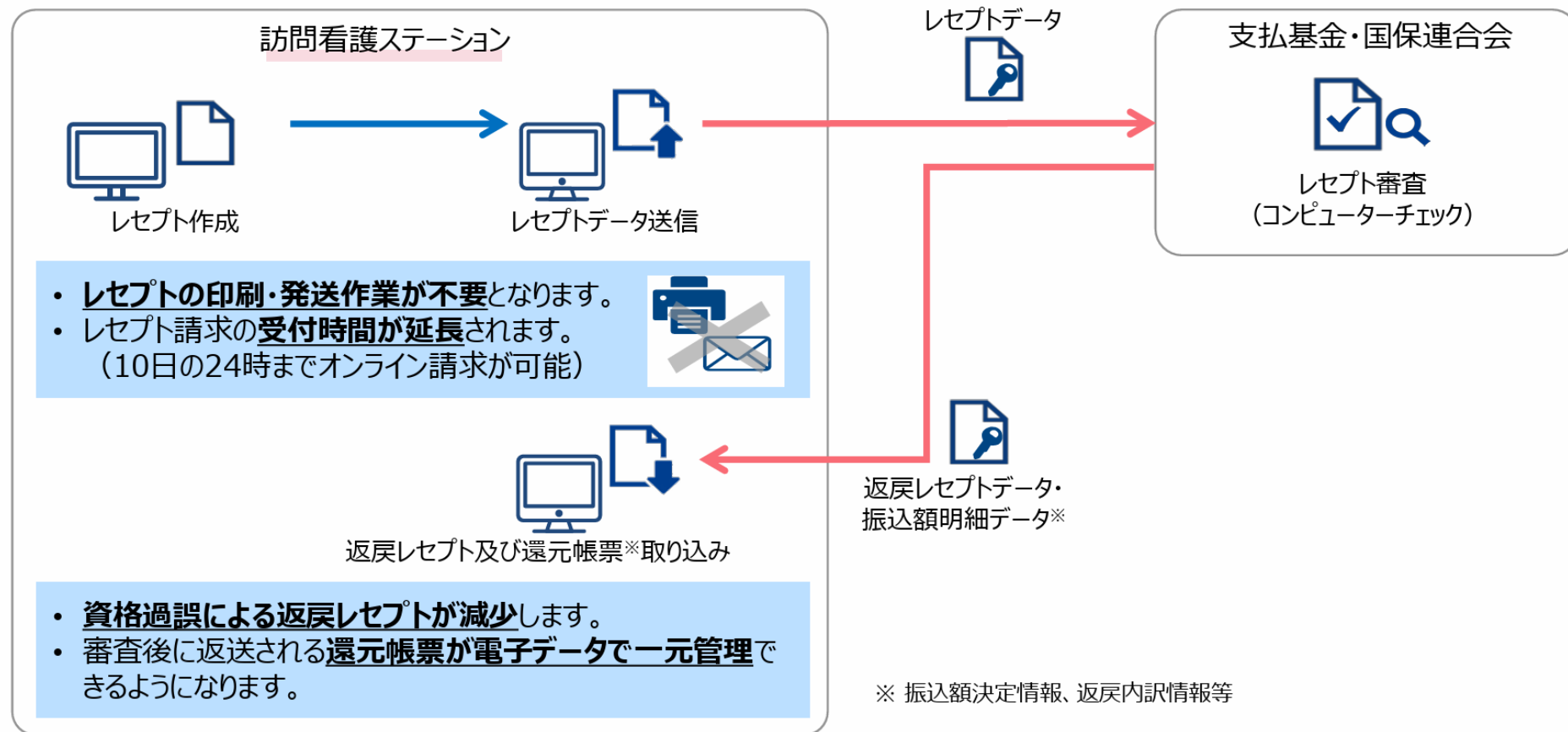


*1：保険者からの再審査請求は紙運用

オンライン請求のメリット

- ▶ 全国の訪問看護ステーションにおけるレセプト請求事務や、審査支払機関・保険者等におけるレセプト処理事務の効率化が図られます。
- ▶ より質の高い医療・看護の実現に向けた、レセプト情報の利活用（介護保険分野と合わせた訪問看護全体のデータ分析、地域医療や在宅医療の実態把握等）の推進につながります。
- ▶ オンライン請求により、訪問看護ステーションにおけるレセプト請求事務の効率化として、レセプトの印刷・発送作業が不要となり、レセプト請求の受付時間が延長されます。また資格過誤による返戻レセプトが減少する見込みです。

オンライン請求のメリット



2. 「義務化・経過措置」について

- ▶ 訪問看護ステーションにおいては、令和6年12月2日からオンライン資格確認/オンライン請求の導入が義務付けられます。また、やむを得ない事情がある場合は期限付きの経過措置が設けられています。

※保険証は1年間の経過措置あり。

※マイナカードがない人には資格確認証が発行されます。

義務化について

- ▶ 訪問看護ステーションにおいては、オンライン請求の導入とともに、オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入を進めることで、業務効率化や質の高い医療の提供が実現するなどのメリットがあります。これらを踏まえ、訪問看護ステーションについては、
- ▶ 令和6年6月（請求は7月請求分）から、オンライン請求及びオンライン資格確認を開始し、
- ▶ 保険証廃止時期（※）から、オンライン請求及びオンライン資格確認を義務化し、やむを得ない事情がある訪問看護ステーションについては、期限付きの経過措置を設けることとされました。

（※）具体的には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号の政令で定める日であり、令和6年12月2日。

（参考）中央社会保険医療協議会総会（第559回）資料 総-1-1、総-1-4別紙1・2など

経過措置について

- ▶ オンライン請求及びオンライン資格確認の義務化に当たっては、やむを得ない事情がある訪問看護ステーションについて、期限付きの経過措置を設けることとしました。保険証廃止時点で経過措置対象となる訪問看護ステーションは、令和6年10月31日までに、原則として「医療機関等向け総合ポータルサイト」に開設する届出フォーム（4月頃開設予定）から、訪問看護ステーションごとに、猶予届出を届け出る必要があります。経過措置の詳細や届出方法については、通知等をご確認ください。

やむをえない事情の具体的内容

| やむを得ない事情 | 期限 | オンライン 請求 | オンライン 資格確認 |
|---|--|-------------|---------------|
| ① 電気通信回線設備に障害が発生した訪問看護ステーション | 障害が解消されるまで | ○ | × |
| ② 令和6年10月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の訪問看護ステーション（システム整備中） | システム整備が完了する日まで （遅くとも令和7年6月末まで） | ○ | ○ |
| ③ オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワークが整備されていない訪問看護ステーション（ネットワーク環境事情） | オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されてから6か月後まで | ○ | ○ |
| ④ 改築工事中の訪問看護ステーション | 改築工事が完了するまで | ○ | ○ |
| ⑤ 廃止・休止に関する計画を定めている訪問看護ステーション | 廃止・休止するまで （遅くとも令和7年6月末まで） | ○ | ○ |
| ⑥ その他特に困難な事情がある訪問看護ステーション | 特に困難な事情が解消されるまで | ○ | ○ |

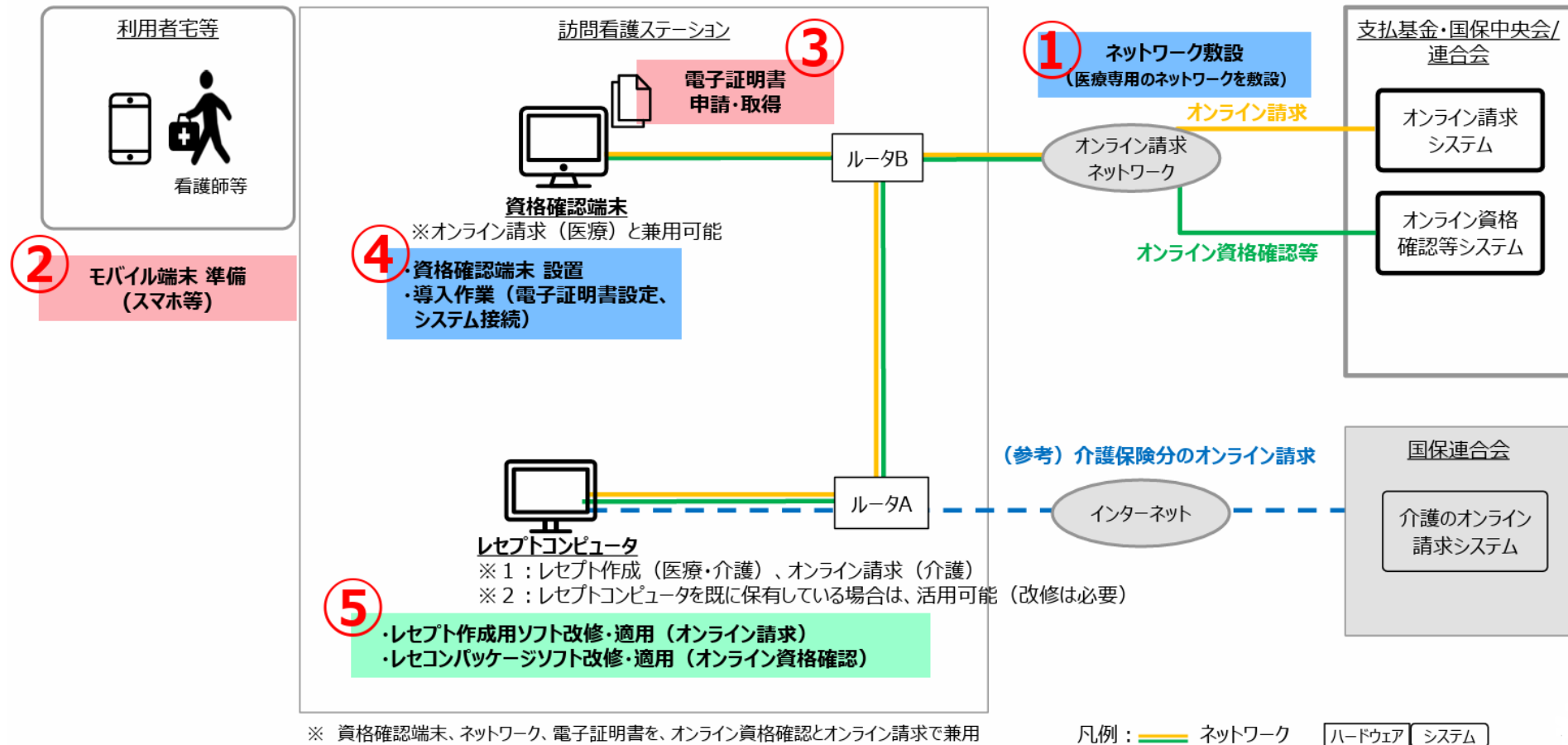
3. 導入作業のイメージ

- ▶ オンライン資格確認/請求を行うには**専用の環境**を構築する必要があります。
- ▶ 弊社のソフト改修とは別に「請求用端末」「専用回線」等の準備が必要になります。
- ▶ 弊社では、これらの環境設定についても提携支援事業者とともにセットでご提供いたします。

※実施の環境設定については、提携する支援事業者が行います。

※弊社提携先以外の事業者のご利用をお考えの場合は、オンライン請求を行うためには「特殊な環境設定」が必要となりますので一度弊社までご相談ください。

導入作業のイメージ図



訪問看護ステーションが行うこと

- ▶ モバイル端末を準備（既存の業務用端末も活用可能）。
- ▶ 医療機関等向け総合ポータルサイトから利用申請を行い、電子証明書を発行。

☑チェックリスト

1. 総合ポータルサイトにて

アカウント登録

オンライン資格確認利用申請

オンライン請求利用申請

電子証明書発行申請

※オンライン資格確認/オンライン請求共通です

2. その後の手続

オンライン資格確認/オンライン請求システムのセットアップ

運用テスト

1枚あたり ライセンス料

1,500円（税込）

郵送手数料

753円（税込）

電子証明書の有効期限は

発行日から3年3か月



ソフトメーカー（インフォ・テック）が行うこと

- ▶ 改修したソフトを訪問看護ステーションの端末に適用し、動作確認。

導入支援事業者が行うこと

- ▶ ネットワーク敷設（申込から 2ヶ月程度）。

※併設する医療機関のネットワークが使える場合は、不要となるケースあり

- ▶ 導入支援事業者が、資格確認端末（兼オンライン請求用端末）を搬入。
- ▶ 電子証明書を設定し、システムに接続（運用テスト）。

4. 導入手順

- ▶ 「オンライン資格確認/請求」を行うには下記の手順で環境を構築していただく必要があります。



①医療機関等向け総合ポータルサイトにて 新規ユーザー登録・証明書発行申請

- ▶ まずは、医療機関等向け総合ポータルサイトにて、ポータルサイトの利用申請を行う必要があります。
- ▶ 訪問看護ステーション様で「オンライン資格確認/請求」に必要な証明書発行申請を行います。

※証明書発行申請の際には、回線番号が必要になります。
ご契約のプロバイダの開通案内等に記載があります。

<医療機関等向け総合ポータルサイト>

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

<オンライン資格確認・オンライン請求の各種申請について>

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB00

「開通のご案内」(NTT東日本)

| お客様情報 | |
|-------------------------------|--|
| ご契約者名 | 東日本 太郎 |
| ご利用サービス名 | ハイパーファiberタイプ |
| お申し込み日 | 2006年 5月 *日 |
| ご利用場所住所 (上記サービスもご利用いただく住所) | 〒163-8019 東京都新宿区西新宿 三丁目19番2号 |
| ご利用開始日 | 2006年 5月 *日 <small>ご契約者名義の変更、もしくはアクセスキーの再発行し使いまご案内も発行する場合は変更となります。</small> |
| お客様ID | お客様固有のお客さまIDが記載されています。 |
| アクセスキー | お客様固有のアクセスキーが記載されています。 |

お客様ID記載箇所

※「お客様ID」は

- ①「CAF」で始まる英数字13桁のID
- ②「COP」で始まる英数字11桁のID

「お申込み内容のご案内」(NTT西日本)

| 「フレッツ 光ネクスト」の場合 | |
|-----------------|----------|
| お客様ID | CAF***** |
| アクセスキー | COP***** |

【参考】 コラボ光 (※) をご契約中の方は光コラボレーション事業者から提供されている開通のご案内書などでご確認いただけます。

② インフォ・テックにて 「オンライン資格確認/請求」の申し込み

- ▶ インフォ・テックに注文（申込書）してください。

問合せ先：TEL：06-6975-5655

- ▶ ※弊社提携先以外の導入支援事業者のご利用をお考えの場合は、オンライン請求を行うために「特殊な環境設定」が必要となりますので一度弊社までご相談ください。

③導入支援事業者による現地調査

- ▶ ご契約いただきましたら、インフォ・テック提携先の導入支援事業者（株式会社シンコー）のスタッフが現地調査にお伺いします。
- ▶ 現地調査では、ネットワーク環境、回線の確認（オンライン請求端末は有線LANでの接続となります。）、設置場所の確認を行います。
- ▶ 場合によってはお使いの環境ではオンライン請求が行えない場合、請求用の回線を別途引いていただく必要が出てくる場合がございます。
- ▶ 現地調査の際は、先に利用申請した「医療ポータルサイトのID、パスワード」をご用意ください。
証明書の申請ができていない場合、回線番号のご確認をさせて頂く場合があります。事前にご準備をお願いします。
- ▶ これにより、オンライン請求の環境に必要な費用が確定します。

※現地調査後、契約に至らなかった場合でも、現地調査費は必要となります。ご了承下さい。

④弊社より見積提示・ご契約

- ▶ 現地調査により必要な機器や環境設定等が確認でき次第、弊社より見積を作成し、訪問看護ステーション様にご検討いただき、ご契約いただきます。

※この時点でご契約いただかなかった場合でも、現地調査費用は必要となります。

⑤導入支援事業者による機器の設置、ネットワークの構築

- ▶ 導入支援事業者が事業所にお伺いし、オンライン請求に必要な環境を構築します。

設置当日までに下記をご準備下さい。準備できていない場合、機器の設置ができません。

- ・ 医療機関ポータルサイトログインID/パスワード
- ・ 電子証明書発行通知（証明書の発行申請後1週間ほどで）

⑥補助金申請

補助金交付額
42.9万円を上限に補助

- ▶ 医療ポータルサイトより、訪問看護ステーション様にて補助金の申請を行います。
- ▶ 弊社より発行する領収書等を添付して補助金の申請を行ってください。
- ▶ ※ポータルサイトにて申請手順をご確認ください。
- ▶ https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010218



補助金対象項目

- | 補助金対象項目 | |
|---------|--|
| 1 | オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末（電子証明書を含む。）の購入等 |
| 2 | レセプトコンピューターに組み込むパッケージソフトの購入（基礎的費用以外のカスタマイズ費用は除く。） |
| 3 | オンライン請求回線初期導入（回線の帯域増強やISDNからの切り替えを含む。） |
| 4 | オンライン請求回線の帯域増強、オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピューター等の既存システムの改修（ネットワーク整備等に係る経費、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修に係る経費を含む。） |
| 5 | オンライン資格確認を行うためのモバイル端末の購入及びオンライン資格確認等の導入に附随する訪問看護ステーションへの実地指導等 |

⑦訪問看護ステーションにて運用テスト

- ▶ 必要に応じて、ネットワーク構築後に本番前の運用テストをお勧めします。

⑧ オンライン請求運用開始

- ▶ 実際にオンライン請求を行い、運用を開始します。